

広島市信用組合 News Release

当座勘定規定の新設・改定について

平素は、格別のご高配を賜り御礼申し上げます。

現在、手形・小切手の取り扱いについて、2021 年 6 月に政府より公表された「成長戦略実行計画」において「2026 年度末までに手形・小切手の交換枚数をゼロにする」目標が掲げられています。そのため、金融界は政府・産業界と一丸になり、2026 年度末（令和 9 年 3 月末）までに手形・小切手の全面的な電子化に取り組んでおります。

当組合は、これらの社会的要請を踏まえ、以下の対応を実施するので、お知らせいたします。

1. 当座勘定規定の新設

適用開始日：令和 7 年 7 月 1 日（火）

令和 7 年 7 月 1 日（火）から「当座勘定規定（令和 7 年 7 月 1 日（火）以降にご開設のお客さま用）」を新設し、適用開始日以降にご開設された当座預金はこちらの規定を適用させていただきます。

2. 当座勘定規定の改定

適用開始日：令和 7 年 7 月 1 日（火）

令和 7 年 7 月 1 日（火）から「当座勘定規定」を「当座勘定規定（令和 7 年 6 月 30 日（月）までに開設されたお客さま用）」に改正いたします。令和 7 年 6 月 30 日（月）までに開設された当座預金はこちらの規定を適用させていただきます。

3. 新設・改定内容

別紙の新旧対照表、比較表をご参照ください。

以 上

○ご不明な点等がございましたら、下記へお問い合わせください。

本件に関する問い合わせ先

広島市信用組合 事務部 事務企画課：082-248-1171

受付時間：当組合営業日の午前 9 時から午後 5 時

○比較表「当座勘定規定(令和7年7月1日(火)以降にご開設のお客さま用)」

(本件新規制定なるも既存規定との相違点明確化のために比較表を作成)

新	旧
<p>1. ～5. 省略</p> <p>6. (手形、小切手の金額の取扱い) 手形、小切手を受入れる場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。</p> <p>7. (当座勘定からの払戻し) (1) <u>当座勘定から払戻しを行うときは、届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出してください。</u> (2) <u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>(3)の削除→</u></p> <p style="text-align: right;"><u>8.の削除→</u></p> <p>8.(支払の範囲) <u>引き落とし</u>の金額が当座勘定の支払資金を超える場合には、当組合はその支払義務を負いません。</p> <p style="text-align: right;"><u>(2)の削除→</u></p>	<p>1. ～5. 省略</p> <p>6. (手形、小切手の金額の取扱い) 手形、小切手を受入れ<u>または支払う</u>場合には、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。<u>←支払いを削除</u></p> <p>7. (手形、小切手の支払) <u>←払戻請求書のみに変更</u> (1) <u>小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。</u> (2) <u>前項の支払にあたっては、手形または小切手の振出しの事実の有無等を確認すること(その旨について書面の交付を求めることを含みます)があります。</u></p> <p>(3) <u>当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。</u></p> <p>8. (手形、小切手用紙) (1) <u>当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。</u> (2) <u>当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。</u> (3) <u>前 2 項以外の手形または小切手については、当組合はその支払をしません。</u> (4) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当組合宛に連絡してください。</u> (5) <u>手形用紙、小切手用紙の請求があつた場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</u> (6) <u>当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から 3 か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</u> (7) <u>前項の期間を経過した場合において、本人から請求があつたときは、当組合所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当組合が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</u></p> <p>9. (支払の範囲) (1) <u>呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支払資金をこえる場合には、当組合はその支払義務を負いません。←手形・小切手を変更</u> (2) <u>呈示された手形小切手は、呈示日の 15 時までに当座勘定に受け入れまたは振り込まれた支払資金によ</u></p>

(3)の削除→

9. (支払の選択)

同日に数件の支払いをする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。

10. (過振り)

(1) 第8条にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。

11. (手数料等の引落し)

(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。

13. の削除→

12. (印鑑等の届出)

13. (届出事項の変更)

(1) 印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。

(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(4) 当座勘定の開設の際には、当組合は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の方法によって当店に届けてください。

14. (印鑑照合等)

(1) 払戻請求書または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その払戻請求書、諸届け書類につき、偽造、変造その他の

り支払います。なお、15時以降に入金した支払資金を支払に充当したとしても当組合は責任を負わないものとします。

(3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

10. (支払の選択)

同日に数通の小切手、手形等の支払をする場合にその総額が当座勘定の支払資金をこえるときは、そのいずれを支払うかは当組合の任意とします。←手形・小切手を変更

11. (過振り)

(1) 第9条の第1項にかかわらず、当組合の裁量により支払資金をこえて手形、小切手等の支払をした場合には、当組合からの請求がありしだい直ちにその不足金を支払ってください。←8条に変更

12. (手数料等の引落し)

(1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。←文章の追加

13. (支払保証に代わる取扱い)

小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。

14. (印鑑等の届出)

15. (届出事項の変更)

(1) 手形、小切手、約束手形用紙、小切手用紙、印章を失った場合、または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当店に届出てください。←手形・小切手を削除

(2) 前項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

(3) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当組合からの通知または送付する書類が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

←(4)の追加

16. (印鑑照合等)

(1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その

<p>事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p> <p><u>(2) の削除→</u></p> <p><u>(3) の削除→</u></p> <p><u>17. の削除→</u></p> <p><u>18. の削除→</u></p> <p><u>19. の削除→</u></p> <p><u>15.</u> (利息)</p> <p><u>16.</u> (残高の報告)</p> <p><u>17.</u> (譲渡、質入れの禁止)</p> <p><u>18.</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第 <u>19</u> 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 <u>19</u> 第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの</p>	<p>他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。<u>←払戻請求書の追加</u></p> <p><u>(2) 手形、小切手として使用された用紙(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、相当の注意をもって第 8 条の交付用紙であると認めて取扱いしましたうへは、その用紙につき模造、変造、流用があっても、そのために生じた損害については、前項と同様とします。</u></p> <p><u>(3) この規定および別に定める手形用法、小切手用法に違反したために生じた損害についても、第 1 項と同様とします。</u></p> <p><u>17. (振出日、受取人記載もれの手形、小切手)</u> <u>(1) 手形、小切手を振出または為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件をできるかぎり記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。</u> <u>(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p><u>18. (線引小切手の取扱い)</u> <u>(1) 線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ(または届出の署名)があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。</u> <u>(2) 前項の取扱いをしたため、小切手法第 38 条第 5 項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。</u></p> <p><u>19. (自己取引手形等の取扱い)</u> <u>(1) 手形行為に取締役会の承認、社員総会の認許その他これに類する手続を必要とする場合でも、その承認等の有無について調査を行なうことなく、支払をすることができます。</u> <u>(2) 前項の取扱いによって生じた損害については、当組合は責任を負いません。</u></p> <p><u>20.</u> (利息)</p> <p><u>21.</u> (残高の報告)</p> <p><u>22.</u> (譲渡、質入れの禁止)</p> <p><u>23.</u> (反社会的勢力との取引拒絶) この当座勘定は、第 <u>24</u> 条第 2 項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 <u>24</u> 第 2 項各号の一にでも該当する場合には、当組合はこの</p>
---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

当座勘定の開設をお断りするものとします。

19. (解約)

25. の削除→

20. (電子交換所規則による取扱い)

(2) 電子交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、その緊急措置に従って処理するものとします。

21. (規定の変更)

当座勘定の開設をお断りするものとします。

24. (解約)

25. (取引終了後の処理)

(1) この取引が終了した場合には、その終了前に振出された約束手形、小切手または引受けられた為替手形であっても、当組合はその支払義務を負いません。

(2) 前項の場合には、未使用の手形用紙、小切手用紙は直ちに当店へ返却するとともに、当座勘定の決済を完了してください。

26. (電子交換所規則による取扱い)

(2) 電子交換所で災害、事変等のやむをえない事由により緊急措置がとられている場合には、第7条の第1項にかかわらず、呈示期間を経過した手形についても当座勘定から支払うことができるなど、その緊急措置に従って処理するものとします。

27. (規定の変更)

○新旧対照表「当座勘定規定(令和7年6月30日(月)までに開設されたお客さま用)」

新	旧
<p>7. (手形、小切手等)の支払 (3) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>次のいずれかの方法で行ってください。</u> <u>①届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u> <u>②小切手を使用する方法。</u> <u>(4) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u></p> <p>12. (手数料等の引落し) (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手<u>または払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。</p> <p>16. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。</p>	<p>7. (手形、小切手の支払)<u>←等に変更</u> (3) 当座勘定の払戻しの場合には、<u>小切手を使用してください。←払戻請求書を追加</u></p> <p><u>←(4)の追加</u></p> <p>12. (手数料等の引落し) (1) 当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。<u>←払戻請求書を追加</u></p> <p>16. (印鑑照合等) (1) 手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名(電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます)を、届出の印鑑(または署名鑑)と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。<u>←払戻請求書を追加</u></p>